

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

滋賀県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年8月16日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務	
②事務の内容 ※	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理および提供等に関する事務」および「2. 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理および提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度およびその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に滋賀県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う（別添1を参照）。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③滋賀県知事から本人確認情報に係る県の他の執行機関への提供または他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加または削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ（以下、「市町村CS」という。）、都道府県における附票都道府県サーバおよび機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コードおよびこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理および提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および機構への通知 ③滋賀県知事から附票本人確認情報に係る県の他の執行機関への提供または他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加または削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会	
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

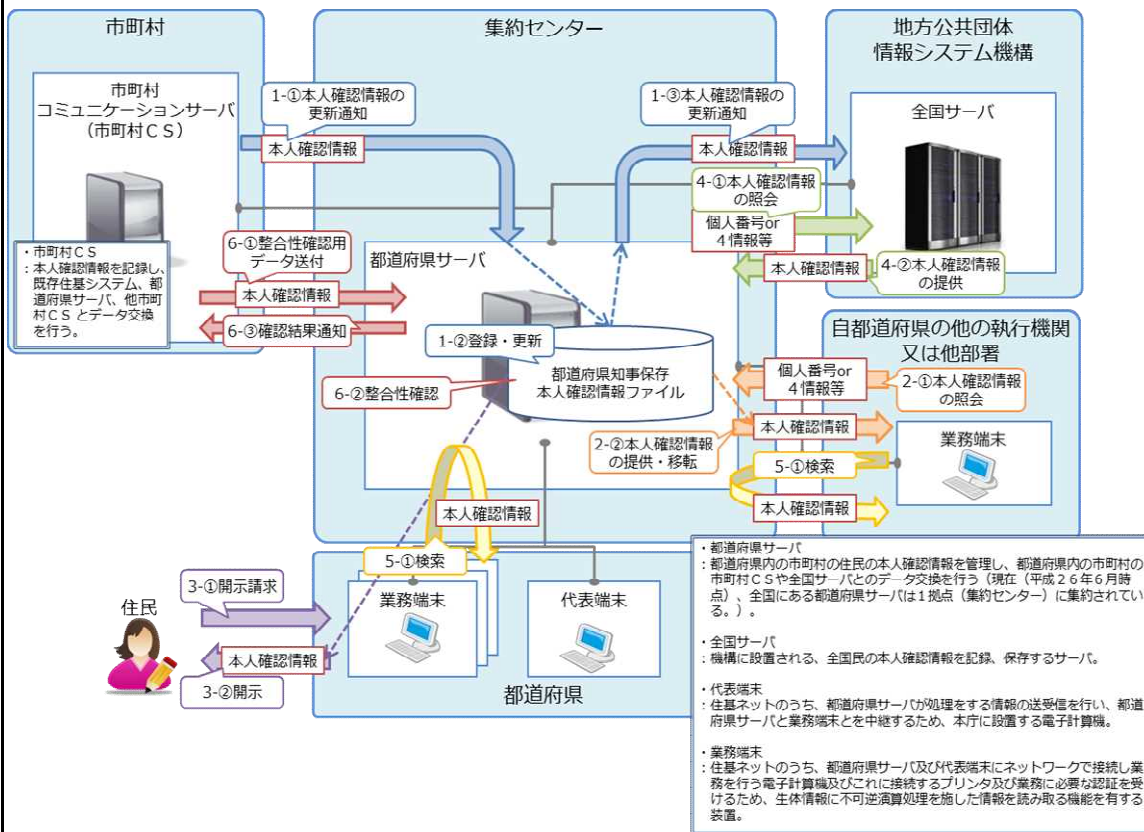
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(別添1を参照)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ②滋賀県の他の執行機関または他部署への情報提供または他部署への移転 滋賀県の他の執行機関または他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号または4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 ③本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構への情報照会 全国サーバに対して住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ⑤本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末または業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに登録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2	
①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	①附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 ②滋賀県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転 滋賀県の他の執行機関または他部署による住基法等に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ③附票本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コードまたは4情報の組合わせをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 ⑤附票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末または業務端末(都道府県サーバと共有する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から、附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
① 事務実施上の必要性	(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 滋賀県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ① 住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ② 市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③ 滋賀県の他の執行機関または他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④ 住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤ 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥ 市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 滋賀県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ① 附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ② 市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③ 滋賀県の他の執行機関または他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④ 本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤ 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥ 市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。
② 実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた市町村が発行する住民票の写し等の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、住民票の写し等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
① 実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
② 法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
① 部署	総務部市町振興課
② 所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

(1) 本人確認情報の管理および提供等に関する事務



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転

- 2-①自都道府県の他の執行機関または他部署において、個人番号または4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

※自都道府県の他の執行機関または他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、自都道府県の他の執行機関または他部署において、都道府県サーバの代表端末または業務端末を操作し、媒体連携（注2）により行う。

（注1）自都道府県の他の執行機関または他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

（注2）媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。（特定個人情報を含まない。）
- 3-②開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①機構に対し、個人番号または4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

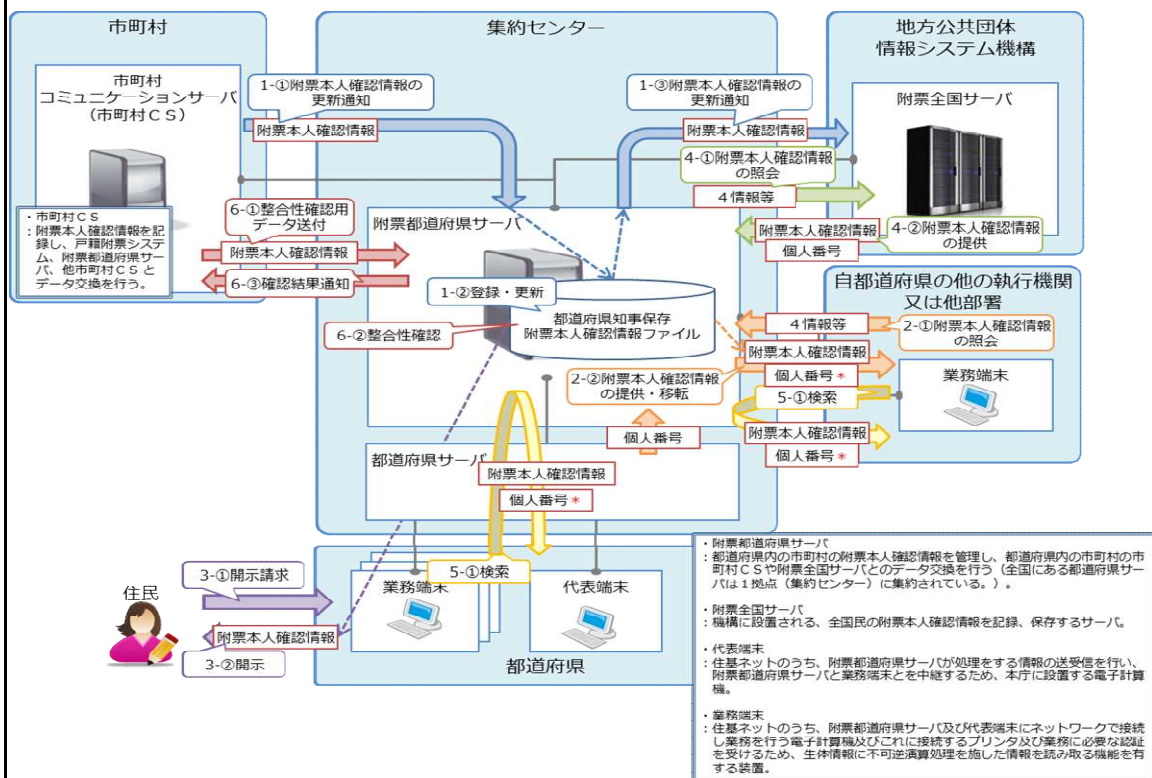
- 5-①4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(別添1) 事務の内容

(2) 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務



(備考)

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

1-① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイルを更新する。

1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 自都道府県等の他の執行機関または他部署への情報提供または他部署への移転

2-① 自都道府県等の他の執行機関または他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
2-② 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県等の他の執行機関または他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に対して提供・移転する場合がある。

※ 検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。

※ 自都道府県等の他の執行機関または他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自都道府県等の他の執行機関または他部署において、附票都道府県サーバの代表端末または業務端末(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携または回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。

(注1) 自都道府県等の他の執行機関または他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

(注3) 回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末または業務端末(都道府県サーバと共用する。)と庁内システム(統合宛名システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイルおよび照会結果ファイルの授受を行う。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

3-① 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。

3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

4-① 機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。

4-② 機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

5-① 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイルを検索する。

6. 附票本人確認情報整合

6-① 市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。

6-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。

6-③ 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	滋賀県内の住民(滋賀県内のいずれかの市町において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において滋賀県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コードおよびこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月4日
⑥事務担当部署	総務部市町振興課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (滋賀県内の市町) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (市町村CSを通じて入手する)	
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更または新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性		住民に関する情報に変更があった、または新規作成された際は、市町がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネットで管理する必要があるため、市町から滋賀県へ、滋賀県から機構へと通知がなされることとされているため。	
⑤本人への明示		滋賀県知事が当該市町の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。	
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において滋賀県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体		使用部署 ※	総務部市町振興課
		使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・市町長からの住民票の記載事項の変更または新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ・滋賀県の他の執行機関または他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(滋賀県の他の執行機関または他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号または4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→滋賀県の他の執行機関または他部署)。 ・住民からの開示請求に基づき(住民→滋賀県の窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	
情報の突合 ※		・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・滋賀県の他の執行機関または他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。	
情報の統計分析 ※		住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。	
権利益に影響を与え得る決定 ※		該当なし	
⑨使用開始日		平成27年8月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 1) 委託する ☐ 2) 委託しない
委託事項1	都道府県サーバの運用および監視に関する業務
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバの運用および監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用および監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」とおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他
⑤委託先名の確認方法	滋賀県ホームページにおいて契約状況を公表する。
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構
再委託	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
⑨再委託事項	都道府県サーバの運用および監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (3) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	滋賀県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	市町長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	滋賀県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)別表第2に掲げる、滋賀県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	滋賀県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

提供先3		住基法上の住民	
①法令上の根拠		住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)	
②提供先における用途		開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。	
③提供する情報		住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	
⑥提供方法		[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		住民から開示請求があった都度、随時。	
移転先1		滋賀県の他部署(税政課など)	
①法令上の根拠		住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)	
②移転先における用途		住基法別表第五および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)別表第1に掲げる、滋賀県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	
③移転する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度		滋賀県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(またはパスワード)による認証が必要となる。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [20年以上]	
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)および削除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。	
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	
7. 備考			
—			

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることが、システムで担保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることが、システムで担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除および訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 県内の市町の住民の本人確認情報を管理し、県内の市町の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊および盗難、端末の不正利用およびなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと統合宛名システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	都道府県サーバと庁内システム間の接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証方式(手のひらの静脈情報による照合)によって操作者認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者ID一覧表を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・退職した元職員や異動した職員等について操作者指定解除の申請を受けた際は、ただちに照合情報を削除して当該職員のアクセス権限を失効させるとともに、操作者ID一覧表に記録し、管理している。 ・操作者ID一覧表の内容を定期的に確認し、その記録を残す。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末および業務端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、管理簿および申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・内部監査の際に管理簿を確認するとともに、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索または抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会、所属長を対象とするセキュリティ会議および内部監査において、目的外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

特定個人情報等の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・都道府県サーバの代表端末および業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーは取得しない。
- ・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、適切に対応する。
- ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用および監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。
--------------------	--

具体的な制限方法	・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新および本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。
-----------------	---

具体的な方法	・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新および本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。
---------------	---

委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用および提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用および提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。
----------------------------------	---

17

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員または監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	☐ 記録を残している ☐ 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	☐ 定めている ☐ 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	住基法等において定められた事項についてのみ行う。なお、操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	☐ 特に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、相手方（全国サーバ）と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、滋賀県その他の執行機関への提供および他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	☐ 特に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	①誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ②誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（全国サーバ）と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	☐ 特に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラムおよびウイルス対策ソフトのパターンファイルを配信された都度更新する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	【事案①】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の一覧表を県ホームページ上で公表しているが、通常、施設(飲食店)の届出情報(施設名称、所在地、管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を管理するExcelファイルから、必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく676件の施設(飲食店)の管理権原者(届出者)の氏名等が掲載された全体管理用のExcelファイルを令和6年1月26日まで掲載した。 【事案②】 「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。 【事案③】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 【事案④】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。
		【事案①】 ・庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。

	再発防止策の内容	・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。
--	----------	---

⑩死者の個人番号	[保管している]	＜選択肢＞ 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)および消除者の本人確認情報は住基法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。 - また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領に基づき、管理簿を作成し、保管および廃棄の状況を記録するとともに、運用が適切になされていることを適時確認している。 ・廃棄時には、要領に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	滋賀県内のいずれかの市町において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※消除者を含む。
その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))
その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コードおよびこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍および筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供または移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。
⑥事務担当部署	総務部市町振興課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (滋賀県内の市町) ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更または新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、滋賀県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	
④入手に係る妥当性	法令に基づき、住民の利便の増進と国および地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項または第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	
⑤本人への明示	滋賀県知事が当該市町の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※滋賀県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	
⑥使用目的 ※	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、滋賀県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項または第2項の規定による事務について提供する場合がある。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部市町振興課
	使用者数	10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・滋賀県の他の執行機関または他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(滋賀県の他の執行機関または他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コードまたは4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→滋賀県の他の執行機関または他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	
	情報の突合 ※	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	該当なし
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない 1) 件	
委託事項1		附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務	
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体	選択肢 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	選択肢 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用および監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」とおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数		10人未満 選択肢 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他	
⑤委託先名の確認方法		滋賀県ホームページにおいて契約状況を公表する。	
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する 選択肢 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	滋賀県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用
②提供先における用途	住基法別表第六および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)に掲げる、滋賀県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	滋賀県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

移転先1		滋賀県の他部署(税政課など)
①法令上の根拠		住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用
②移転先における用途		住基法別表第五および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)に掲げる、滋賀県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) [] 専用線 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		滋賀県の他部署からの検索要求があった都度、随時。
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(またはパスワード)による認証が必要となる。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。
②保管期間	期間	[1年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、滋賀県その他の執行機関または他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。
③消去方法		一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番
25. 旧氏 漢字
26. 旧氏 外字数
27. 旧氏 ふりがな
28. 旧氏 外字変更連番

(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード
2. 氏名 漢字
3. 氏名 外字数
4. 氏名 ふりがな
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所 市町村コード
8. 住所 漢字
9. 住所 外字数
10. 最終住所 漢字
11. 最終住所 外字数
12. 異動年月日
13. 旧住民票コード
14. 附票管理市町村コード
15. 附票本人確認情報状態区分
16. 外字フラグ
17. 外字パターン
18. 通知区分

イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システムで担保する。また、対象者の個人番号以外の個人情報入手できないことを、システムにより担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除および訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを（※）用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町の住民の附票本人確認情報を管理し、県内の市町の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊および盗難、端末の不正利用およびなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	附票都道府県サーバと統合宛名システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合（目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。）。 (2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証方式(手のひらの静脈情報による照合)によって操作者認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者ID一覧表を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・退職した元職員や異動した職員等について操作者指定解除の申請を受けた際は、ただちに照合情報を削除して当該職員のアクセス権限を失効させるとともに、操作者ID一覧表に記録し、管理している。 ・操作者ID一覧表の内容を定期的に確認し、その記録を残す。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末および業務端末(都道府県サーバと共用する。)におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、管理簿および申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・内部監査の際に管理簿を確認するとともに、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索または抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会、所属長を対象とするセキュリティ会議および内部監査において、目的外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・附票都道府県サーバの代表端末および業務端末（都道府県サーバと共用する。）のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーは取得しない。	

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用および監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。
--------------------	--

具体的な制限方法	・附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新および本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。
-----------------	---

具体的な方法	・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新および附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。過次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。
--------	---

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用および提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用および提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票 都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、本人確認情報の保存期間が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員または監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	住基法等において定められた事項についてのみ行う。なお、操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、滋賀県の他の執行機関への提供および他部署への移転のため、媒体へ出力するまたは回線連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	①誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ②誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が増え・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラムおよびウイルス対策ソフトのパターンファイルを配信された都度更新する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。	
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	【事案①】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の一覧表を県ホームページ上で公表しているが、通常、施設(飲食店)の届出情報(施設名称、所在地、管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を管理するExcelファイルから、必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく676件の施設(飲食店)の管理権原者(届出者)の氏名等が掲載された全体管理用のExcelファイルを令和6年1月26日まで掲載した。 【事案②】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。 【事案③】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 【事案④】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	
		【事案①】 ・庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。	

	再発防止策の内容	・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。
--	----------	---

⑩死者の個人番号	[保管していない]	＜選択肢＞ 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領に基づき、管理簿を作成し、保管および廃棄の状況を記録するとともに、運用が適切になされていることを適時確認している。 ・廃棄時には、要領に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	下記②の監査に先立ち、住基ネットを利用する各所属、システム管理所属、ネットワーク管理所属、施設管理所属等、住基ネットに関係する全所属において、チェックシートを用いた自己点検を実施する。
②監査	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	住基ネットを利用する各所属、システム管理所属、ネットワーク管理所属、施設管理所属等、住基ネットに関係する全所属に対して、実地監査を実施する。2年間で全所属の監査を行う。 実地監査では上記①の自己点検結果に基づいて、主に以下の事項を確認し、必要に応じて改善指導を行うとともに改善計画の提出を求める。 ①本人確認情報等の利用業務に係る端末機の管理状況 ②本人確認情報等の利用業務に係る端末機利用記録の管理状況 ③本人確認情報等の管理状況 ④所属の環境および設備 ⑤その他、監査担当がセキュリティ上必要と認める事項等
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	【担当職員】 ・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住民基本台帳法をはじめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合や不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒処分対象となりうる。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部DX推進課および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。 【委託事業者(再委託を含む)】 ・「個人情報取扱特記事項」の遵守を義務付けている。 ・従事者の不正行為があった場合は、県は契約の解除ができる。
3. その他のリスク対策		
—		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付を求める場合は実費相当額が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示事務、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の訂正事務
公表場所	総合企画部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233
②対応方法	問い合わせの際に、対応記録を残し、関係法令に照らして適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民政策コメント(パブリックコメント)に準じて実施
②実施日・期間	令和5年10月11日から令和5年11月10日までの1ヶ月間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	「県が特定の人に情報を見せるのではないか」、「職員以外の者が不正に情報を取得するようなことはないか」といったセキュリティ対策に関する意見・懸念
⑤評価書への反映	セキュリティ対策はすでに評価書に十分反映されていることから、今回のパブリックコメントを受けての評価書の修正は行わない。
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年12月4日から令和5年12月14日まで
②方法	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護部会に諮問
③結果	本評価書に記載された特定個人情報フェイルの取扱いについて、点検の結果、記載内容は適当である旨、答申を受けた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	V 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年1月25日	V 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法—特記事項	—	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年1月25日	V 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④特定個人情報ファイル簿の公表—公表場所	総合政策部県民活動生活課県民情報室	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか — その内容	平成25年4月8日(月)、本県男女共同参画課において、過去に開催したイベントの参加者と女性有識人材リスト登録者からなる個人情報373人分(内、335人分はパスワード設定あり、38人分はパスワード設定なし)が記録されていた可搬型ハードディスクを紛失したことが判明した。平成25年3月18日(月)には所定の保管場所(執務室内事務机脇置きの上)にあることが確認されていたが、その後、4月8日(月)に再確認するまでの間に紛失したと思われる。	—	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか — 再発防止策の内容	事故を受けて、本県セキュリティ対策基準等に基づき、下記の事項を徹底するよう職員に周知した。 ・個人情報が記録された外部記憶媒体(可搬型ハードディスク含む)は施錠管理および台帳化を徹底する。 ・個人情報を外部記憶媒体(可搬型ハードディスク含む)で保管する場合はパスワード設定を徹底する。または、盗難や紛失の危険性が低いファイルサーバ等での保管を行う。	—	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月1日	Ⅳ その他のリスク対策 — 2. 従業者に対する教育・啓発 — 具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合には2年以下の懲役または100万円以下の罰金が課され、不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が加重されている。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合政策部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。	・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合には2年以下の懲役または100万円以下の罰金が課され、不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が加重されている。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、県民生活部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織の名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	V 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月1日	V 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④特定個人情報ファイル簿の公表—公表場所	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成29年4月1日	I 基本情報 — 7 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 中嶋 毅	課長 林 毅	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか — その内容	—	平成26年6月に滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する個人情報(146人分)が記録された市所有のUSBメモリが、市から滋賀県子ども・青少年局へ送付する過程で所在不明になった。当該USBメモリは、起動時にパスワードが必要であると同時に、ファイルを開くためには専用ソフトが必要となるため、高い安全性が担保されており、当時の県担当者と市課長は情報漏えいの危険性はないと判断した。 平成27年1月まで県担当者と市の間で、情報交換しながらUSBメモリの所在確認を行ってきたが、その後、具体的な確認作業は行われず、また県では上司への報告、市では課長間の引き継ぎも行われないうまま、平成30年3月に市の課長が本事業について認知することとなった。その後、県および市が改めてUSBメモリの所在および事業の経過について確認を行った。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか — 再発防止策の内容	—	組織として長期間に渡り当該事業について把握されていなかったことについて、「滋賀県情報セキュリティ緊急時対応計画(全庁版)」および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」において対応する必要があることを改めて周知した。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成31年1月31日	I 基本情報 — 7 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 林 毅	課長	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	V 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成31年4月1日	V 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④特定個人情報ファイル簿の公表—公表場所	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	総合企画部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成31年4月1日	IV その他のリスク対策 — 2. 従業者に対する教育・啓発 — 具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合には2年以下の懲役または100万円以下の罰金が課され、不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が加重されている。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、県民生活部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。	・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合には2年以下の懲役または100万円以下の罰金が課され、不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が加重されている。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部情報政策課ICT企画室および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織の名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	I 基本情報－5. 個人番号の利用	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	重要な変更にあたらない変更(形式的な変更)
令和2年3月19日	(別添1)事務の内容(備考)	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(特定個人情報を含まない。)	事後	重要な変更にあたらない変更(本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和2年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年8月4日	事後	重要な変更にあたらない変更(本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和2年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成27年6月1日	平成27年8月4日	事後	重要な変更にあたらない変更(本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和2年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先2 ②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、滋賀県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	住基法別表第六および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)別表第2に掲げる、滋賀県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事後	重要な変更にあたらない変更(本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く。)-提供先2 ③ 提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項および第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和2年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く。)-移転先1 ② 移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、滋賀県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	住基法別表第五および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)別表第1に掲げる、滋賀県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和2年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く。)-移転先1 ③ 移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項および第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和2年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く。)-移転先1 ⑥ 移転方法	【 】フラッシュメモリ	【 ○ 】フラッシュメモリ	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ー6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じるとともに、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで代表端末を保管している。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。	事後	重要な変更にあたらない変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和2年3月19日	Ⅲ特定個人情報取り扱いプロセスにおけるリスク対策ー4. 特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託ー情報保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用および監視に関する業務を機構へ委託することを議決している。 ・委託先として議決された機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づく指定情報処理機関として住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。また、前身の財団法人地方自治情報センターにおいて平成14年8月5日から平成26年3月31日まで、指定情報処理機関であった。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用および監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。	事後	重要な変更にあたらない変更 (形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	Ⅲ特定個人情報取り扱いプロセスにおけるリスク対策ー7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策ー具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・滋賀県においては、執務室に業務端末を設置し、退室時には施錠する等の措置を講じている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。	事後	重要な変更にあたらない変更 (個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	IV その他のリスク対策 — 2. 従業者に対する教育・啓発 — 具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合には2年以下の懲役または100万円以下の罰金が課され、不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が加重されている。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部情報政策課ICT企画室および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。	【担当職員】 ・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住民基本台帳法をはじめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合や不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒処分対象となりうる。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部情報政策課ICT企画室および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。 【委託事業者(再委託を含む)】 ・「個人情報取扱特記事項」の遵守を義務付けている。 ・従事者の不正行為があった場合は、県は契約の解除ができる。	事後	重要な変更にあたらない変更 (個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月26日	IV その他のリスク対策 - 2. 従業者に対する教育・啓発 - 具体的な方法	【担当職員】 ・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住民基本台帳法をはじめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合や不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒処分対象となりうる。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部情報政策課ICT企画室および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。 【委託事業者(再委託を含む)】 ・「個人情報取扱特記事項」の遵守を義務付けている。 ・従事者の不正行為があった場合は、県は契約の解除ができる。	【担当職員】 ・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住民基本台帳法をはじめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合や不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒処分対象となりうる。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部情報政策課および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。 【委託事業者(再委託を含む)】 ・「個人情報取扱特記事項」の遵守を義務付けている。 ・従事者の不正行為があった場合は、県は契約の解除ができる。	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織の名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか — その内容	平成26年6月に滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する個人情報(146人分)が記録された市所有のUSBメモリが、市から滋賀県子ども・青少年局へ送付する過程で所在不明になった。当該USBメモリは、起動時にパスワードが必要であると同時に、ファイルを開くためには専用ソフトが必要となるため、高い安全性が担保されており、当時の県担当者と市課長は情報漏えいの危険性はないと判断した。 平成27年1月まで県担当者と市の間で、情報交換しながらUSBメモリの所在確認を行ってきたが、その後、具体的な確認作業は行われず、また県では上司への報告、市では課長間の引き継ぎも行われないうまま、平成30年3月に市の課長が本事案について認知することとなった。その後、県および市が改めてUSBメモリの所在および事案の経過について確認を行った。	令和2年2月にスポーツボランティア支援事業の委託先業者において、同事業の登録者に対してボランティア情報をメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「CC」に入力して送信したため、他の受信者のメールアドレスが表示される状態となり、個人情報(メールアドレス3,010件)が流出した。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか — 再発防止策の内容	組織として長期間に渡り当該事案について把握されていなかったことについて、「滋賀県情報セキュリティ緊急時対応計画(全庁版)」および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」において対応する必要があることを改めて周知した。	受託者に対する再発防止に向けた指導および庁内で本件事案の共有・注意喚起を行った。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	IV その他のリスク対策 － 2. 従業者に対する教育・啓発 － 具体的な方法	【担当職員】 ・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住民基本台帳法をはじめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合や不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒処分対象となりうる。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部情報政策課および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。 【委託事業者(再委託を含む)】 ・「個人情報取扱特記事項」の遵守を義務付けている。 ・従事者の不正行為があった場合は、県は契約の解除ができる。	【担当職員】 ・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住民基本台帳法をはじめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合や不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒処分対象となりうる。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部DX推進課および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。 【委託事業者(再委託を含む)】 ・「個人情報取扱特記事項」の遵守を義務付けている。 ・従事者の不正行為があった場合は、県は契約の解除ができる。	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織の名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか — その内容	令和2年2月にスポーツボランティア支援事業の委託先業者において、同事業の登録者に対してボランティア情報をメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「CC」に入力して送信したため、他の受託者のメールアドレスが表示される状態となり、個人情報（メールアドレス3,010件）が流出した。	・令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス: 897施設分（個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。）が流出した。 ・令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報（クレジットカード番号等63,337件）が流出した。	事後	重要な変更にあたらない変更（本評価書中、※が付された項目以外の変更）
令和5年7月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか — 再発防止策の内容	受託者に対する再発防止に向けた指導および庁内で本件事案の共有・注意喚起を行った。	・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 ・庁内で本事案の共有および注意喚起を実施した。 ・新たな消費喚起事業を検討する際には、クレジットカードを使用しない形での事業を検討する。 ・デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	重要な変更にあたらない変更（本評価書中、※が付された項目以外の変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか — 再発防止策の内容	・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 ・庁内で本事案の共有および注意喚起を実施した。 ・新たな消費喚起事業を検討する際には、クレジットカードを使用しない形での事業を検討する。 ・デジタルに強い人材の配置や育成。	・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 ・庁内で本事案の共有および注意喚起を実施した。 ・新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討していく。 ・デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	重要な変更にあたらない変更（本評価書中、※が付された項目以外の変更）
令和5年12月25日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務 全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度およびその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に滋賀県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③滋賀県知事から本人確認情報に係る県の他の執行機関への提供または他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加または削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理および提供等に関する事務」および「2. 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理および提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度およびその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に滋賀県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う（別添1を参照）。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③滋賀県知事から本人確認情報に係る県の他の執行機関への提供または他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加または削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	—	2. 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」という。)、都道府県における附票都道府県サーバおよび機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コードおよびこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理および提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文中に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および機構への通知 ③滋賀県知事から附票本人確認情報に係る県の他の執行機関への提供または他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加または削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態で保つため、市町村CS(別添1を参照)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ②自都道府県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転 自都道府県の他の執行機関または他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号または4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 ③本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑤本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末または業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態で保つため、市町村CS(別添1を参照)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ②滋賀県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転 滋賀県の他の執行機関または他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号または4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 ③本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑤本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末または業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	事後	重要な変更にあたらない変更(形式的な変更)
令和5年12月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	—	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	—	①附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 ②滋賀県その他の執行機関への情報提供または他部署への移転 滋賀県その他の執行機関または他部署による住基法等に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、滋賀県その他の執行機関または他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ③附票本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	—	④機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コードまたは4情報の組合わせをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 ⑤附票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末または業務端末(都道府県サーバと共有する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から、附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	滋賀県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③都道府県の他の執行機関または他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 滋賀県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③滋賀県の他の執行機関または他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 滋賀県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③滋賀県の他の執行機関または他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた市町村が発行する住民票の写し等の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、住民票の写し等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた市町村が発行する住民票の写し等の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、住民票の写し等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容	—	(1)本人確認情報の管理および提供等に関する事務 (2)附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 および提供等に関する事務	—	新規に作図	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 および提供等に関する事務 (備考)	—	1. 附票本人確認情報の更新に関する事務 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。 1-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 および提供等に関する事務 (備考)	—	2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転 2-①自都道府県の他の執行機関または他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 2-②都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関または他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※自都道府県の他の執行機関または他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自都道府県の他の執行機関または他部署において、附票都道府県サーバの代表端末または業務端末(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携または回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 および提供等に関する事務 (備考)	—	(注1)自都道府県の他の執行機関または他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 (注3)回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末または業務端末(都道府県サーバと共用する。)と庁内システム(統合宛名システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイルおよび照会結果ファイルの授受を行う。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 および提供等に関する事務 (備考)	—	3. 附票本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。 4. 機構への情報照会に係る事務 4-①.機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 4-②.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。 6.附票本人確認情報整合 6-①.市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。 6-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。 6-③.附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(またはパスワード)による認証が必要となる。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ①ファイルの種類	—	1)システム用ファイル	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	—	4)100万人以上1,000万人未満	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	—	滋賀県内のいずれかの市町において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※消除者を含む。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目	—	2)10項目以上50項目未満	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	—	【 ○ 】個人番号 【 ○ 】4情報(氏名、住所、性別、生年月日) 【 ○ 】その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	—	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コードおよびこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍および筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供または移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	—	別添2を参照。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	—	総務部市町振興課	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	—	【 ○ 】地方公共団体・地方独立行政法人(滋賀県内の市町) 【 ○ 】その他(都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	—	【 ○ 】専用線	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	—	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更または新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、滋賀県その他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	—	法令に基づき、住民の利便の増進と国および地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項または第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	—	滋賀県知事が当該市町の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※滋賀県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、滋賀県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項または第2項の規定による事務について提供する場合がある。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	—	総務部市町振興課	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	—	1) 10人未満	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	—	・滋賀県の他の執行機関または他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(滋賀県の他の執行機関または他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コードまたは4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→滋賀県の他の執行機関または他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	—	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	—	該当なし	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	—	該当なし	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託の有無	—	1) 委託する (1)件	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託事項1	—	附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ①委託内容	—	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	1) 特定個人情報ファイルの全体	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	—	4) 100万人以上1,000万人未満	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用および監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ③委託先における取扱者数	—	1) 10人未満	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	【 ○ 】専用線	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法	—	滋賀県ホームページにおいて契約状況を公表する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ⑥委託先名	—	地方公共団体情報システム機構	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ⑦再委託の有無	—	1)再委託する	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ⑧再委託の許諾方法	—	書面による承諾	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 ⑨再委託事項	—	附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転提供・移転の有無	—	【 ○ 】提供を行っている(1件) 【 ○ 】移転を行っている(1件)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	—	滋賀県の他の執行機関(教育委員会など)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	—	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	—	住基法別表第六および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)に掲げる、滋賀県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	—	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他の執行機関からの求めがあった場合に限り。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	—	4)100万人以上1,000万人未満	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑥提供方法	—	【 ○ 】その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑦時期・頻度	—	滋賀県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	—	滋賀県の他部署(税政課など)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	—	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	—	住基法別表第五および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)に掲げる、滋賀県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ③移転する情報	—	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他部署からの求めがあった場合に限り。) ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数	—	4) 100万人以上1,000万人未満	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ⑥移転方法	—	【 ○ 】フラッシュメモリ 【 ○ 】その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ⑦時期・頻度	—	滋賀県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	—	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(またはパスワード)による認証が必要となる。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間 期間	—	1) 1年未満	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間 その妥当性	—	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、滋賀県の他の執行機関または他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	—	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	都道府県知事保存本人確認情報ファイル (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード 2. 氏名 漢字 3. 氏名 外字数 4. 氏名 ふりがな 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 市町村コード 8. 住所 漢字 9. 住所 外字数 10. 最終住所 漢字 11. 最終住所 外字数 12. 異動年月日 13. 旧住民票コード 14. 附票管理市町村コード 15. 附票本人確認情報状態区分 16. 外字フラグ 17. 外字パターン 18. 通知区分 イ その他 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県 の他の執行機関または他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3 その他の措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイル —	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル システムでは対応できない事象が発生した際 に、本人確認情報の正確性を維持するため、要 領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、 削除および訂正が行われていることを定期的に 確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	都道府県サーバと庁内システム間の接続は行 わない。	都道府県サーバと庁内システム間の接続は行 わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、 附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバ のシステム間のアクセスは、以下の場合の処理 に限られるよう、システムにより制限する。 (1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへ のアクセス 番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の 執行機関または他部署等からの求めに応じ、国 外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへ のアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で 認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機 関または他部署等からの求めに応じ、個人番号 を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われ ないよう、個人番号は附票本人確認情報DBと は別の一時保存領域で処理する。))。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 4. 特定個人情報のファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの委託におけるその他のリ スク及びそのリスクに対する 措置	・再委託先の選定については、平成25年1月2 4日、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員 会(都道府県の各ブロックから推薦された新潟 県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛 県、岡山県および福岡県により構成)が、入札 の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先 となるよう監督している。	再委託先については、毎年度の契約において、 再委託先業者の業務内容や委託先との業務分 担を審査した上で承認を行っているほか、随時 業務状況を確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク2 リスクに対する措置 の内容	相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の 通信では相互認証を実施しているため、認証で きない相手先への情報の提供はなされないこと がシステム上担保される。 また、滋賀県の他の執行機関への提供および 他の部署への移転のため、媒体へ出力する必 要がある場合には、逐一出力の記録が残され る仕組みを構築する。	連携手段として通信の記録が逐一保存され、ま た、連携するデータが暗号化される仕組みが確 立した住民基本台帳ネットワークシステムを用 いることにより、不適切な方法による特定個人 情報の提供を防止する。 なお、相手方(全国サーバ)と都道府県サーバ の間の通信では相互認証を実施しているため、 認証できない相手先への情報の提供はなされ ないことがシステム上担保される。 また、滋賀県の他の執行機関への提供および 他の部署への移転のため、媒体へ出力する必 要がある場合には、逐一出力の記録が残され る仕組みを構築する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファ イル	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル における特定個人情報の入手手段は、市町村 CSからの附票本人確認情報更新要求の際に 通知される附票本人確認情報に限定される。こ の場合、市町村CSから対象者以外の情報が通 知されてしまうことがリスクとして想定されるが、 制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確 認に委ねられるため、市町において厳格な審査 を行われることが前提となる。また、対象者以外 の個人番号は入手できないことを、システムに より担保する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク1 必要の情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容	—	法令により市町から通知を受けることとされてい る情報のみを入手できることを、システムで担保 する。また、対象者の個人番号以外の個人情報 は入手できないことを、システムにより担保す る。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク1 リスクへの対策は十分か	—	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	—	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号 法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行 機関または他部署等からの求めに応じ、個人番 号を入手することを、システムにより担保する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク2 リスクへの対策は十分か	—	[1]特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	—	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の 窓口において、対面で身分証明書(個人番号 カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人 確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3 個人番号の真正性確認の措 置の内容	—	市町において真正性が確認された情報を市町 村CSを通じて入手できることを、システムで担 保する。また、都道府県知事保存附票本人確認 情報ファイルに保存される段階で真正性が担保 されている。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	—	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論 理チェックを行う(例えば、既に削除されている 者に対して、削除を要求する通知があった場合 に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目 (フォーマット、コード)のチェックを実施する。個 人番号については、都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイルに保存される段階で正確性 が確保されている。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3 その他の措置の内容	—	システムでは対応できない事象が発生した際 に、附票本人確認情報の正確性を維持するた め、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情 報の入力、削除および訂正が行われていること を定期的に確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3 リスクへの対策は十分か	—	[1]特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	—	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町の住民の附票本人確認情報を管理し、県内の市町の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊および盗難、端末の不正利用およびなりすまし等を防止する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクへの対策は十分か	—	[1]特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置 の内容	—	附票都道府県サーバと統合宛名システム間の接続は行わない。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	—	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。 (2)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1 リスクへの対策は十分か	—	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理	—	[1)行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	—	生体認証方式(手のひらの静脈情報による照 合)によって操作者認証を行う。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理	—	[1]行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	—	・操作者ID一覧表を調製し、アクセス権限を適 切に管理する。 ・退職した元職員や異動した職員等について操 作者指定解除の申請を受けた際は、ただちに 照合情報を削除して当該職員のアクセス権限を 失効させるとともに、操作者ID一覧表に記録し、 管理している。 ・操作者ID一覧表の内容を定期的に確認し、そ の記録を残す。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理	—	[1]行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	—	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与 されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府 県サーバの検索サブシステムおよび業務端末 においてアプリケーションの操作履歴の記録を 取得し、保管する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報使用の記録	—	[1]記録を残している]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報使用の記録 具体的な方法	—	・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴 (アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴に より適時確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の 検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、 管理簿および申請文書等との整合性を確認す る。 ・バックアップされた操作履歴について、定めら れた期間、安全な場所に施錠保管する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 リスクへの対策は十分か	—	[1]特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	—	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・内部監査の際に管理簿を確認するとともに、 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要の ない検索または抽出が行われていないことを確 認する。 ・システム利用職員への研修会、所属長を対象 とするセキュリティ会議および内部監査におい て、目的外利用の禁止等について指導する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクへの対策へ十分か	—	[1]特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	—	システム上、管理権限を与えられた者以外、情 報の複製は行えない仕組みとする。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクへの対策へ十分か	—	[1]特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	—	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の 措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり 附票本人確認情報を表示させない。 ・附票都道府県サーバの代表端末および業務 端末(都道府県サーバと共用する。)のディス プレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハード コピーは取得しない。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 情報保護管理体制の確認	—	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワ ークシステム推進協議会(47都道府県が構成員) において、都道府県サーバ集約化の実施およ び集約化された都道府県サーバの運用および 監視に関する業務を機構の前身である財団法 人地方自治情報センターへ委託することを議決 している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報シ ステム機構法(平成25年5月31日法律第29号) に基づき平成26年4月1日に設立された組織で あり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワ ークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個 人情報の保護を継続的に履行する能力がある と認められるとともに、プライバシーマークの付 与を受けており、情報保護管理体制は十分であ る。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限	—	[1)制限している]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法	—	・附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新および本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録	—	[1]記録を残している]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録 具体的な方法	—	・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新および附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの提供 ルール	—	[1)定めている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの提供 ルール 委託先から他者への提供に 関するルール内容及びルール 遵守の確認方法	—	・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用および提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用および提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの提供 ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルール内容及びルール 遵守の確認方法	—	・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの消去 ルール	—	[1]定めている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵 守の確認方法	—	・委託契約上、委託先である機構に提供された 特定個人情報ファイルについては、本人確認情 報の保存期間が過ぎた際に、システムにて自動 判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」に おいて、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を 超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は 引き続きデータ保管庫に格納」することにしてい るが、委託契約上、委託先である機構に提供さ れた特定個人情報ファイルについては、契約完 了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届 において、特定個人情報の取扱いについて書 面にて報告を受ける。また、必要があれば、当 県職員または監査法人などの第三者が現地調 査し、適正に運用されているか確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託契約書の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する規 定	—	[1] 定めている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託契約書の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する規 定 規定の内容	—	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保	—	[1]特に力を入れて行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	—	・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 リスクへの対策は十分か	—	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 特定個人情報ファイルの取扱 いの委託におけるその他のリ スク及びそのリスクに対する 措置	—	再委託先については、毎年度の契約において、 再委託先業者の業務内容や委託先との業務分 担を審査した上で承認を行っているほか、随時 業務状況を確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録	—	[1)記録を残している]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報の提供(委託 や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録 具体的な方法	—	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移 転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日 時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保 存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行っ たものの提供・移転が認められなかった場合に についても記録を残す。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報の提供(委託 や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール	—	[1]定めている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報の提供(委託 や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ルール内容及びルール遵 守の確認方法	—	住基法等において定められた事項についての み行う。なお、操作者に付与する権限の範囲 は、当該者がその業務を行うために必要な範囲 に限っており、権限のない者はアクセスできない 仕組みとする。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク1 リスクへの対策は十分か	—	[1]特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	—	連携手段として通信の記録が逐一保存され、ま た、連携するデータが暗号化される仕組みが確 立した附票連携システムを用いることにより、不 適切な方法による特定個人情報の提供を防止 する。 なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバ の間の通信では相互認証を実施しているため、 認証できない相手先への情報の提供はなされ ないことがシステム上担保される。 また、滋賀県の他の執行機関への提供および 他部署への移転のため、媒体へ出力するまた は回線連携を行う必要がある場合には、逐一出 力の記録が残される仕組みを構築する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクへの対策は十分か	—	[1]特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容	—	①誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの 措置 システム上、照会元から指定された検索条件 に基づき得た結果を適切に提供・移転するこ とを担保する。 ②誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの 措置 附票全国サーバと附票都道府県サーバの間 の通信では相互認証を実施しているため、認証 できない相手先への情報の提供はなされないこ とがシステム上担保される。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクへの対策は十分か	—	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ①NISC政府機関統一基準群	—	[4)政府機関ではない]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ②安全管理体制	—	[1)特に力を入れて整備している]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ③安全管理規程	—	[1)特に力を入れて整備している]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ④安全管理体制・規程の職員 への周知	—	[1)特に力を入れて周知している]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑤物理的対策	—	[1)特に力を入れて行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	—	・附票都道府県サーバの集約センターにおい て、監視カメラを設置してサーバ設置場所への 入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおい ては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を 施錠管理する。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および 記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の 措置を講じており、業務端末については盗難防 止のためにワイヤーロックで所定の場所から移 動できないようにしている。また、記録媒体は執 務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、 代表端末については、施錠管理および入退室 管理(生体認証)を行っているデータセンターで 保管している。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑥技術的対策	—	[1]特に力を入れて行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	—	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ 更新プログラム、住基ネット業務アプリケーシ ョンの修正プログラムおよびウイルス対策ソフト のパターンファイルを配信された都度更新する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、ファイ アウォールを導入し、ログの解析を行う。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑦バックアップ	—	[1)特に力を入れて行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑧事故発生時手順の策定・周 知	—	[1)特に力を入れて行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	—	[1)発生あり]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	—	【事案①】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。 【事案②】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 【事案③】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	—	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑩死者の個人番号	—	[2)保管していない]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 リスクへの対策は十分か	—	[1]特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2 リスクに対する措置の内容	—	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供 される個人番号は、滋賀県の他の執行機関ま たは他部署等からの求めにより提供・移転され た後は、障害発生等により提供・移転先で情報 を受領できなかった場合に備えて一時的に保存 がされるのみであり、情報が更新される必要は ない。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2 リスクへの対策は十分か	—	[1]特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3 消去手順	—	[1]定めている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3 消去手順 手順の内容	—	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。 - また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領に基づき、管理簿を作成し、保管および廃棄の状況を記録するとともに、運用が適切になされていることを適時確認している。 ・廃棄時には、要領に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスクへの対策は十分か	—	[1]特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な方法	住基ネットを利用する各所属、システム管理所 属、ネットワーク管理所属、施設管理所属等、 住基ネットに関係する全所属に対して、実地監 査を実施する。2年間で全所属の監査を行う。 実地監査では上記①の自己点検結果に基づい て、主に以下の事項を確認し、必要に応じて改 善指導を行うとともに改善計画の提出を求め る。 ①本人確認情報の利用業務に係る端末機の 管理状況 ②本人確認情報の利用業務に係る端末機利 用記録の管理状況 ③本人確認情報の管理状況 ④所属の環境および設備 ⑤その他、監査担当がセキュリティ上必要と認 める事項等	住基ネットを利用する各所属、システム管理所 属、ネットワーク管理所属、施設管理所属等、 住基ネットに関係する全所属に対して、実地監 査を実施する。2年間で全所属の監査を行う。 実地監査では上記①の自己点検結果に基づい て、主に以下の事項を確認し、必要に応じて改 善指導を行うとともに改善計画の提出を求め る。 ①本人確認情報等の利用業務に係る端末機 の管理状況 ②本人確認情報等の利用業務に係る端末機 利用記録の管理状況 ③本人確認情報等の管理状況 ④所属の環境および設備 ⑤その他、監査担当がセキュリティ上必要と認 める事項等	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月19日	令和5年9月27日	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年1月7日から令和2年2月6日までの1ヶ月間	令和5年10月11日から令和5年11月10日までの1ヶ月間	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	なし	「県が特定の人に情報を見せるのではないか」、「職員以外の者が不正に情報を取得するようなことはないか」といったセキュリティ対策に関する意見・懸念	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	—	セキュリティ対策はすでに評価書に十分反映されていることから、今回のパブリックコメントを受けての評価書の修正は行わない。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	・令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 ・令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	【事案①】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。 【事案②】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 【事案③】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	事後	庁内で発生した個人情報の漏えいを反映するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 ・庁内で本事案の共有および注意喚起を実施した。 ・新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討していく。 ・デジタルに強い人材の配置や育成。	【事案①】 ・庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	庁内で発生した個人情報の漏えいを反映するため。
令和5年12月25日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ① 実施日	令和2年2月19日から令和2年2月27日まで	令和5年12月4日から令和5年12月14日まで	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	I 基本情報－5. 個人番号の利用	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムおよび業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末および業務端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	重要な変更にあたらない変更(本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	【事案①】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。 【事案②】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 【事案③】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	【事案①】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の一覧表を県ホームページ上で公表しているが、通常、施設(飲食店)の届出情報(施設名称、所在地、管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を管理するExcelファイルから、必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく676件の施設(飲食店)の管理権原者(届出者)の氏名等が掲載された全体管理用のExcelファイルを令和6年1月26日まで掲載した。 【事案②】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。	事後	庁内で発生した個人情報の漏えいを反映するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1) 都道府県知事保存本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか その内容	—	【事案③】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検 査事業の委託先事業者において、当該事業の 利用施設に対してアンケートをメール送信した 際に、「BOC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信した ため、対象施設のメールアドレス:897施設分 (個人アドレスの可能性のあるものを一部含 む。)が流出した。 【事案④】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施した プレミアム付きデジタル商品券事業の決済にお いて使用したクレジット決済サービス会社に対し て、外部からの不正アクセスが発生し、個人情 報(クレジットカード番号等63,337件)が流出し した。	事後	庁内で発生した個人情報の漏えいを反映するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	庁内で発生した個人情報の漏えいを反映するため。
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・ 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・ 不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムおよび業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	・ 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・ 不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末および業務端末(都道府県サーバと共用する。)におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	【事案①】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。 【事案②】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性のあるものを一部含む。)が流出した。 【事案③】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	【事案①】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の一覧表を県ホームページ上で公表しているが、通常、施設(飲食店)の届出情報(施設名称、所在地、管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を管理するExcelファイルから、必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく676件の施設(飲食店)の管理権原者(届出者)の氏名等が掲載された全体管理用のExcelファイルを令和6年1月26日まで掲載した。 【事案②】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。	事後	庁内で発生した個人情報の漏えいを反映するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか その内容	—	【事案③】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検 査事業の委託先事業者において、当該事業の 利用施設に対してアンケートをメール送信した 際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきとこ ろ、誤って全宛先が表示される状態で送信した ため、対象施設のメールアドレス:897施設分 (個人アドレスの可能性のあるものを一部含 む。)が流出した。 【事案④】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施した プレミアム付きデジタル商品券事業の決済にお いて使用したクレジット決済サービス会社に対 して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情 報(クレジットカード番号等63,337件)が流出し た。	事後	庁内で発生した個人情報の漏 えいを反映するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	庁内で発生した個人情報の漏えいを反映するため。